

競争評価チェックリスト

法律又は政令の名称：金融商品取引法等の一部を改正する法律案

規制の名称：金融サービスの顧客等の利便の向上及び保護を図るための措置（顧客等の最善の利益に係る規定の整備）

※ 規制の名称（規制の単位）については、規制の事前評価書と同じにする。一つの評価書に複数の規制が含まれる場合には、規制ごとにそれぞれチェックリストを作成する。

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：金融庁企画市場局市場課

評価実施時期：令和5年3月13日

（作成上の留意事項）

- ・（１）から（４）までの設問に、「はい」又は「いいえ」で回答するとともに、その理由を具体的に記載する。
- ・「いいえ」と回答した場合には、その理由について、可能な限り具体的・定量的に示す。また、安全の確保や環境の保全など、規制の競争への影響以外の要素は記載しない。
- ・代替案の評価結果については、本案に係る「はい」又は「いいえ」の回答結果と異なる場合のみ、「代替案」欄にその理由を具体的に記載する。

※ 各設問における「【頁】」は、「規制の政策評価における競争状況への影響の把握・分析に係る事務参考マニュアル」（令和元年6月27日公正取引委員会事務総局）の該当頁を指す。

（１）事業者の数の制限

問１：規制が、事業活動の要件として許認可等を設定するか。

※ 「許認可等」とは、許可、認可、免許、承認、認定、決定、検査、登録等を指す。【12頁】

回答	はい / <u>いいえ</u>
理由	本規制は、金融事業者等に対して、金融商品・サービスの顧客等の最善の利益を勘案しつつ、誠実かつ公正に業務を遂行すべきことを求めるものであり、事業活動の要件として許認可等を設定するものではないため。
代替案	

問２：規制が、事業者が活動する地理的範囲を制限するか。

回答	はい / <u>いいえ</u>
理由	本規制に事業者が活動する地理的範囲を制限する規定は存在しない。
代替案	

問3：規制が、既存事業者と比べて新規参入者に対してより大きいコストを負担させるか、又は新規参入に際して負担が生じ退出する際に回収できないコストを発生させるか。

※ 新たに必要となるコストが小さい、又は、既存事業者にも同等のコストを負担させるなど、既存事業者と新規参入者の間にコスト面での非対称性が生じない場合には、「理由」欄にその旨を可能な限り具体的・定量的に示す。【14頁】

回答	はい / <u>いいえ</u>
理由	既存事業者と新規参入者に課す規制は同一であるため。
代替案	

(2) 事業者の競争手段の制限

問1：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量を制限するか。

回答	はい / <u>いいえ</u>
理由	本規制は、金融事業者等に対して、金融商品・サービスの顧客等の最善の利益を勘案しつつ、誠実かつ公正に業務を遂行すべきことを求めるものであり、その提供する金融商品・サービスの価格や数量を制限するものではないため。
代替案	

問2：規制が、事業者が供給する商品・役務の種類、品質、性能、規格等を制限するか。

※ 安全の確保等を目的とした規制であっても、例えば、特定の化学物質等の原材料を含有した商品の製造・販売を禁止する場合には「はい」と回答する。【15頁】

回答	はい / <u>いいえ</u>
理由	本規制は、金融事業者等に対して、金融商品・サービスの顧客等の最善の利益を勘案しつつ、誠実かつ公正に業務を遂行すべきことを求めるものであり、その提供する金融商品・サービスの種類等を制限するものではないため。
代替案	

問3：規制が、事業者が供給する商品・役務の広告又は宣伝の方法、営業の方法、販売の方法等を制限するか。

回答	はい / <u>いいえ</u>
理由	本規制は、金融事業者等に対して、金融商品・サービスの顧客等の最善の利益を勘案しつつ、誠実かつ公正に業務を遂行すべきことを求めるものであり、その提供する金融商品・サービスの広告又は宣伝の方法、販売の方法等を制限するものではないため。
代替案	

(3) 事業者の競争回避的行動の誘発

問：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量の具体的な計画や見通し等の情

報を公開することを義務付ける，又は事業者間において当該情報の交換を促す仕組みを設けるものか。

※ 「はい」と回答した場合，「理由」欄に「情報」の具体的な内容を記載する。【16頁】

回答	はい / <u>いいえ</u>
理由	本規制は、金融事業者等に対して、金融商品・サービスの顧客等の最善の利益を勘案しつつ、誠実かつ公正に業務を遂行すべきことを求めるものであり、その提供する金融商品・サービスの価格、数量の具体的な計画や見通し等の情報を公開すること等を義務付けるものではないため。
代替案	

(4) 需要者が利用できる情報・選択肢の制限

問：規制が，需要者が利用できる商品・役務の情報・選択肢を制限するか。

※ 「はい」と回答した場合，「理由」欄に需要者（消費者）にとって制限されることになる具体的な情報や選択肢を記載する。【17頁】

回答	はい / <u>いいえ</u>
理由	本規制は、金融事業者等に対して、金融商品・サービスの顧客等の最善の利益を勘案しつつ、誠実かつ公正に業務を遂行すべきことを求めるものであり、需要者が利用できる金融商品・サービスの情報・選択肢を制限するものではないため。
代替案	

結論

上記(1)～(4)を踏まえると、本規制は、競争状況に影響を与えるものではない。	
代替案	

※ 原則として，上記(1)～(4)の全ての設問に「いいえ」と回答した場合には，競争に負の影響を及ぼさない旨，当該設問のうち1つでも「はい」と回答した場合には，競争に負の影響を及ぼす旨を記載する。【8頁】

※ ただし，競争への影響が軽微であるなどの個別の事情がある場合，具体的な事情を記載した上で，当該事情を踏まえた結論を記載する。個別の事情について，安全の確保や環境の保全など，競争への影響以外の要素は勘案しない。【9頁】

※ 代替案については，本案に係る結論と異なる場合のみ，「代替案」欄に具体的に記載する。

※ 競争に負の影響を及ぼすと結論付けた場合，その旨を規制の事前評価書（本案は「4 副次的な影響及び波及的な影響の把握」の欄，代替案は，「6 代替案との比較」の欄）に記載するとともに，競争評価に係る事後評価を実施する際の指標を設定し，規制の事前評価書（「8 事後評価の実施時期等」の欄）に記載する。【8頁・10頁】

※ 競争に負の影響を及ぼさない場合であって競争を促進する効果が期待されるときは，その旨を可能な限り具体的・定量的に記載する。【18頁】

競争評価チェックリスト

法律又は政令の名称：金融商品取引法等の一部を改正する法律案

規制の名称：金融サービスの顧客等の利便の向上及び保護を図るための措置（契約締結前の説明義務及び書面交付の電子化に係る規制の整備）

※ 規制の名称（規制の単位）については、規制の事前評価書と同じにする。一つの評価書に複数の規制が含まれる場合には、規制ごとにそれぞれチェックリストを作成する。

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：金融庁企画市場局市場課

評価実施時期：令和5年3月13日

（作成上の留意事項）

- ・（１）から（４）までの設問に、「はい」又は「いいえ」で回答するとともに、その理由を具体的に記載する。
- ・「いいえ」と回答した場合には、その理由について、可能な限り具体的・定量的に示す。また、安全の確保や環境の保全など、規制の競争への影響以外の要素は記載しない。
- ・代替案の評価結果については、本案に係る「はい」又は「いいえ」の回答結果と異なる場合のみ、「代替案」欄にその理由を具体的に記載する。

※ 各設問における「【頁】」は、「規制の政策評価における競争状況への影響の把握・分析に係る事務参考マニュアル」（令和元年6月27日公正取引委員会事務総局）の該当頁を指す。

（１）事業者の数の制限

問１：規制が、事業活動の要件として許認可等を設定するか。

※ 「許認可等」とは、許可、認可、免許、承認、認定、決定、検査、登録等を指す。【12頁】

回答	はい / <u>いいえ</u>
理由	本規制は、金融商品取引業者等に対して、顧客の属性に応じた説明義務を法律上に規定（改正前は内閣府令等に規定）するとともに、顧客への情報提供におけるデジタル技術の活用に関する規定を設けるものであり、事業活動の要件として許認可等を設定するものではないため。
代替案	

問２：規制が、事業者が活動する地理的範囲を制限するか。

回答	はい / <u>いいえ</u>
理由	本規制に事業者が活動する地理的範囲を制限する規定は存在しない。
代替案	

問3：規制が、既存事業者と比べて新規参入者に対してより大きいコストを負担させるか、又は新規参入に際して負担が生じ退出する際に回収できないコストを発生させるか。

※ 新たに必要となるコストが小さい、又は、既存事業者にも同等のコストを負担させるなど、既存事業者と新規参入者の間にコスト面での非対称性が生じない場合には、「理由」欄にその旨を可能な限り具体的・定量的に示す。【14頁】

回答	はい / <u>いいえ</u>
理由	既存事業者と新規参入者に課す規制は同一であるため。
代替案	

(2) 事業者の競争手段の制限

問1：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量を制限するか。

回答	はい / <u>いいえ</u>
理由	本規制は、金融商品取引業者等に対して、顧客の属性に応じた説明義務を法律上に規定（改正前は内閣府令等に規定）するとともに、顧客への情報提供におけるデジタル技術の活用に関する規定を設けるものであり、その提供する金融商品・サービスの価格や数量を制限するものではないため。
代替案	

問2：規制が、事業者が供給する商品・役務の種類、品質、性能、規格等を制限するか。

※ 安全の確保等を目的とした規制であっても、例えば、特定の化学物質等の原材料を含有した商品の製造・販売を禁止する場合には「はい」と回答する。【15頁】

回答	はい / <u>いいえ</u>
理由	本規制は、金融商品取引業者等に対して、顧客の属性に応じた説明義務を法律上に規定（改正前は内閣府令等に規定）するとともに、顧客への情報提供におけるデジタル技術の活用に関する規定を設けるものであり、その提供する金融商品・サービスの種類等を制限するものではないため。
代替案	

問3：規制が、事業者が供給する商品・役務の広告又は宣伝の方法、営業の方法、販売の方法等を制限するか。

回答	はい / <u>いいえ</u>
理由	本規制は、金融商品取引業者等に対して、顧客の属性に応じた説明義務を法律上に規定（改正前は内閣府令等に規定）するとともに、顧客への情報提供におけるデジタル技術の活用に関する規定を設けるものであり、その提供する金融商品・サービスの広告又は宣伝の方法、営業の方法、販売の方法等を制限するものではないため。

代替案	
-----	--

(3) 事業者の競争回避的行動の誘発

問：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量の具体的な計画や見通し等の情報を公開することを義務付ける、又は事業者間において当該情報の交換を促す仕組みを設けるものか。

※ 「はい」と回答した場合、「理由」欄に「情報」の具体的な内容を記載する。【16頁】

回答	はい / <u>いいえ</u>
理由	本規制は、金融商品取引業者等に対して、顧客の属性に応じた説明義務を法律上に規定（改正前は内閣府令等に規定）するとともに、顧客への情報提供におけるデジタル技術の活用に関する規定を設けるものであり、その提供する金融商品・サービスの価格、数量の具体的な計画や見通し等の情報を公開すること等を義務付けるものではないため。
代替案	

(4) 需要者が利用できる情報・選択肢の制限

問：規制が、需要者が利用できる商品・役務の情報・選択肢を制限するか。

※ 「はい」と回答した場合、「理由」欄に需要者（消費者）にとって制限されることとなる具体的な情報や選択肢を記載する。【17頁】

回答	はい / <u>いいえ</u>
理由	本規制は、金融商品取引業者等に対して、顧客の属性に応じた説明義務を法律上に規定（改正前は内閣府令等に規定）するとともに、顧客への情報提供におけるデジタル技術の活用に関する規定を設けるものであり、需要者が利用できる金融商品・サービスの情報・選択肢を制限するものではない。むしろ、金融機関等によるデジタル技術の活用により、顧客にとって必要な情報が分かりやすく提供されることが期待される。
代替案	

結論

上記(1)～(4)を踏まえると、本規制は、競争状況に影響を与えるものではない。	
代替案	

※ 原則として、上記(1)～(4)の全ての設問に「いいえ」と回答した場合には、競争に負の影響を及ぼさない旨、当該設問のうち1つでも「はい」と回答した場合には、競争に負の影響を及ぼす旨を記載する。【8頁】

※ ただし、競争への影響が軽微であるなどの個別の事情がある場合、具体的な事情を記載した上で、当該事情を踏まえた結論を記載する。個別の事情について、安全の確保や環境の保全など、競争への影響以外の要素は勘案しない。【9頁】

※ 代替案については、本案に係る結論と異なる場合のみ、「代替案」欄に具体的に記載する。

- ※ 競争に負の影響を及ぼすと結論付けた場合、その旨を規制の事前評価書（本案は「4 副次
的な影響及び波及的な影響の把握」の欄、代替案は、「6 代替案との比較」の欄）に記載す
るとともに、競争評価に係る事後評価を実施する際の指標を設定し、規制の事前評価書（「8
事後評価の実施時期等」の欄）に記載する。【8頁・10頁】
- ※ 競争に負の影響を及ぼさない場合であって競争を促進する効果が期待されるときは、その
旨を可能な限り具体的・定量的に記載する。【18頁】

競争評価チェックリスト

法律又は政令の名称：金融商品取引法等の一部を改正する法律案

規制の名称：金融サービスの顧客等の利便の向上及び保護を図るための措置（ソーシャルレンディング等のファンドの募集等に係る規制の整備）

※ 規制の名称（規制の単位）については、規制の事前評価書と同じにする。一つの評価書に複数の規制が含まれる場合には、規制ごとにそれぞれチェックリストを作成する。

規制の区分：新設、改正（拡充）、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：金融庁企画市場局市場課

評価実施時期：令和5年3月13日

（作成上の留意事項）

- ・（１）から（４）までの設問に、「はい」又は「いいえ」で回答するとともに、その理由を具体的に記載する。
- ・「いいえ」と回答した場合には、その理由について、可能な限り具体的・定量的に示す。また、安全の確保や環境の保全など、規制の競争への影響以外の要素は記載しない。
- ・代替案の評価結果については、本案に係る「はい」又は「いいえ」の回答結果と異なる場合のみ、「代替案」欄にその理由を具体的に記載する。

※ 各設問における「【頁】」は、「規制の政策評価における競争状況への影響の把握・分析に係る事務参考マニュアル」（令和元年6月27日公正取引委員会事務総局）の該当頁を指す。

（１）事業者の数の制限

問１：規制が、事業活動の要件として許認可等を設定するか。

※ 「許認可等」とは、許可、認可、免許、承認、認定、決定、検査、登録等を指す。【12頁】

回答	<u>はい</u> / いいえ
理由	本規制は、顧客保護の観点から、ソーシャルレンディング等のファンドの募集等を行う場合に、金融商品取引業者等の登録申請事項とするものであるため。
代替案	

問２：規制が、事業者が活動する地理的範囲を制限するか。

回答	はい / <u>いいえ</u>
理由	本規制に事業者が活動する地理的範囲を制限する規定は存在しない。
代替案	

問3：規制が、既存事業者と比べて新規参入者に対してより大きいコストを負担させるか、又は新規参入に際して負担が生じ退出する際に回収できないコストを発生させるか。

※ 新たに必要となるコストが小さい、又は、既存事業者にも同等のコストを負担させるなど、既存事業者と新規参入者の間にコスト面での非対称性が生じない場合には、「理由」欄にその旨を可能な限り具体的・定量的に示す。【14頁】

回答	はい / <u>いいえ</u>
理由	既存事業者と新規参入者に課す規制は同一であるため。
代替案	

(2) 事業者の競争手段の制限

問1：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量を制限するか。

回答	はい / <u>いいえ</u>
理由	本規制は、ソーシャルレンディング等のファンドの募集・運用にあたり、出資対象事業の状況に係る顧客への情報提供が契約等において確保されていない場合の募集等の禁止や、投資の意思決定に重要な影響を与える情報のインターネットでの公表を義務付けるものであり、その提供する金融商品・サービスの価格や数量を制限するものではないため。
代替案	

問2：規制が、事業者が供給する商品・役務の種類、品質、性能、規格等を制限するか。

※ 安全の確保等を目的とした規制であっても、例えば、特定の化学物質等の原材料を含有した商品の製造・販売を禁止する場合には「はい」と回答する。【15頁】

回答	はい / <u>いいえ</u>
理由	本規制は、ソーシャルレンディング等のファンドの募集・運用にあたり、出資対象事業の状況に係る顧客への情報提供が契約等において確保されていない場合の募集等の禁止や、投資の意思決定に重要な影響を与える情報のインターネットでの公表を義務付けるものであり、その提供する金融商品・サービスの種類等を制限するものではないため。
代替案	

問3：規制が、事業者が供給する商品・役務の広告又は宣伝の方法、営業の方法、販売の方法等を制限するか。

回答	はい / <u>いいえ</u>
理由	本規制は、ソーシャルレンディング等のファンドの募集・運用にあたり、出資対象事業の状況に係る顧客への情報提供が契約等において確保されていない場合の募集等の禁止や、投資の意思決定に重要な影響を与える情報のインターネットでの公表を義務付けるものであり、その提供する金融商品・サービス

	の広告又は宣伝の方法、営業の方法、販売の方法等を制限するものではないため。
代替案	

(3) 事業者の競争回避的行動の誘発

問：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量の具体的な計画や見通し等の情報を公開することを義務付ける、又は事業者間において当該情報の交換を促す仕組みを設けるものか。

※ 「はい」と回答した場合、「理由」欄に「情報」の具体的な内容を記載する。【16頁】

回答	はい / <u>いいえ</u>
理由	本規制は、ソーシャルレンディング等のファンドの募集・運用にあたり、出資対象事業の状況に係る顧客への情報提供が契約等において確保されていない場合の募集等の禁止や、投資の意思決定に重要な影響を与える情報のインターネットでの公表を義務付けるものであり、その提供する金融商品・サービスの価格、数量の具体的な計画や見通し等の情報を公開すること等を義務付けるものではないため。
代替案	

(4) 需要者が利用できる情報・選択肢の制限

問：規制が、需要者が利用できる商品・役務の情報・選択肢を制限するか。

※ 「はい」と回答した場合、「理由」欄に需要者（消費者）にとって制限されることになる具体的な情報や選択肢を記載する。【17頁】

回答	はい / <u>いいえ</u>
理由	本規制は、ソーシャルレンディング等のファンドの募集・運用にあたり、出資対象事業の状況に係る顧客への情報提供が契約等において確保されていない場合の募集等の禁止や、投資の意思決定に重要な影響を与える情報のインターネットでの公表を義務付けるものであり、需要者が利用できる金融商品・サービスの情報・選択肢を制限するものではないため。
代替案	

結論

	本規制は、上記(1)で「はい」と回答しているものの、これはソーシャルレンディング等のファンドを募集・運用するにあたって、顧客保護の観点から一定の規制を求めるものであり、事業者間の競争状況に影響を与えるものではない。
代替案	

※ 原則として、上記(1)～(4)の全ての設問に「いいえ」と回答した場合には、競争に負の影響を及ぼさない旨、当該設問のうち1つでも「はい」と回答した場合には、競争に負の影響を及ぼす旨を記載する。【8頁】

- ※ ただし、競争への影響が軽微であるなどの個別の事情がある場合、具体的な事情を記載した上で、当該事情を踏まえた結論を記載する。個別の事情について、安全の確保や環境の保全など、競争への影響以外の要素は勘案しない。【9頁】
- ※ 代替案については、本案に係る結論と異なる場合のみ、「代替案」欄に具体的に記載する。
- ※ 競争に負の影響を及ぼすと結論付けた場合、その旨を規制の事前評価書（本案は「4 副次的な影響及び波及的な影響の把握」の欄、代替案は、「6 代替案との比較」の欄）に記載するとともに、競争評価に係る事後評価を実施する際の指標を設定し、規制の事前評価書（「8 事後評価の実施時期等」の欄）に記載する。【8頁・10頁】
- ※ 競争に負の影響を及ぼさない場合であって競争を促進する効果が期待されるときは、その旨を可能な限り具体的・定量的に記載する。【18頁】

競争評価チェックリスト

法律又は政令の名称：金融商品取引法等の一部を改正する法律案

規制の名称：金融サービスの顧客等の利便の向上及び保護を図るための措置（トークン化された不動産特定共同事業契約に基づく権利の取扱いに係る規制の整備）

※ 規制の名称（規制の単位）については、規制の事前評価書と同じにする。一つの評価書に複数の規制が含まれる場合には、規制ごとにそれぞれチェックリストを作成する。

規制の区分：新設、改正（拡充）、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：金融庁企画市場局市場課

評価実施時期：令和5年3月13日

（作成上の留意事項）

- ・ （１）から（４）までの設問に、「はい」又は「いいえ」で回答するとともに、その理由を具体的に記載する。
- ・ 「いいえ」と回答した場合には、その理由について、可能な限り具体的・定量的に示す。また、安全の確保や環境の保全など、規制の競争への影響以外の要素は記載しない。
- ・ 代替案の評価結果については、本案に係る「はい」又は「いいえ」の回答結果と異なる場合のみ、「代替案」欄にその理由を具体的に記載する。

※ 各設問における「【頁】」は、「規制の政策評価における競争状況への影響の把握・分析に係る事務参考マニュアル」（令和元年6月27日公正取引委員会事務総局）の該当頁を指す。

（１）事業者の数の制限

問１：規制が、事業活動の要件として許認可等を設定するか。

※ 「許認可等」とは、許可、認可、免許、承認、認定、決定、検査、登録等を指す。【12頁】

回答	<input checked="" type="radio"/> はい / <input type="radio"/> いいえ
理由	本規制は、顧客保護の観点から、トークン化された不動産特定共同事業契約に基づく権利を金融商品取引法上の有価証券の定義に含める改正を行うものであり、原則、同法の登録を受けた者でなければ当該権利の販売等を行うことができないこととなるため。
代替案	

問２：規制が、事業者が活動する地理的範囲を制限するか。

回答	<input type="radio"/> はい / <input checked="" type="radio"/> いいえ
理由	本規制に事業者が活動する地理的範囲を制限する規定は存在しない。
代替案	

問3：規制が、既存事業者と比べて新規参入者に対してより大きいコストを負担させるか、又は新規参入に際して負担が生じ退出する際に回収できないコストを発生させるか。

※ 新たに必要となるコストが小さい、又は、既存事業者にも同等のコストを負担させるなど、既存事業者と新規参入者の間にコスト面での非対称性が生じない場合には、「理由」欄にその旨を可能な限り具体的・定量的に示す。【14頁】

回答	はい / <u>いいえ</u>
理由	既存事業者と新規参入者に課す規制は同一であるため。
代替案	

(2) 事業者の競争手段の制限

問1：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量を制限するか。

回答	はい / <u>いいえ</u>
理由	本規制は、トークン化された不動産特定共同事業契約に基づく権利について金融商品取引法上の各種規制を適用するものであり、その提供する金融商品・サービスの価格や数量を制限するものではないため。
代替案	

問2：規制が、事業者が供給する商品・役務の種類、品質、性能、規格等を制限するか。

※ 安全の確保等を目的とした規制であっても、例えば、特定の化学物質等の原材料を含有した商品の製造・販売を禁止する場合には「はい」と回答する。【15頁】

回答	はい / <u>いいえ</u>
理由	本規制は、トークン化された不動産特定共同事業契約に基づく権利について金融商品取引法上の各種規制を適用するものであり、その提供する金融商品・サービスの種類等を制限するものではないため。
代替案	

問3：規制が、事業者が供給する商品・役務の広告又は宣伝の方法、営業の方法、販売の方法等を制限するか。

回答	<u>はい</u> / いいえ
理由	本規制は、トークン化された不動産特定共同事業契約に基づく権利について金融商品取引法上の各種規制を適用するものであり、その取扱いにあたって、顧客保護の観点から、販売・勧誘規制や広告規制が適用されるため。
代替案	

(3) 事業者の競争回避的行動の誘発

問：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量の具体的な計画や見通し等の情

報を公開することを義務付ける、又は事業者間において当該情報の交換を促す仕組みを設けるものか。

※ 「はい」と回答した場合、「理由」欄に「情報」の具体的な内容を記載する。【16頁】

回答	はい / <u>いいえ</u>
理由	本規制は、トークン化された不動産特定共同事業契約に基づく権利について金融商品取引法上の各種規制を適用するものであり、その提供する金融商品・サービスの価格、数量の具体的な計画や見通し等の情報を公開すること等を義務付けるものではないため。
代替案	

(4) 需要者が利用できる情報・選択肢の制限

問：規制が、需要者が利用できる商品・役務の情報・選択肢を制限するか。

※ 「はい」と回答した場合、「理由」欄に需要者（消費者）にとって制限されることになる具体的な情報や選択肢を記載する。【17頁】

回答	はい / <u>いいえ</u>
理由	本規制は、トークン化された不動産特定共同事業契約に基づく権利について金融商品取引法上の各種規制を適用するものであり、需要者が利用できる金融商品・サービスの情報・選択肢を制限するものではないため。
代替案	

結論

本規制は、上記（1）（2）で「はい」と回答しているものの、これはトークン化された不動産特定共同事業契約に基づく権利の取扱いにあたって、顧客保護の観点から一定の規制を求めるものであり、事業者間の競争状況に影響を与えるものではない。	
代替案	

※ 原則として、上記（1）～（4）の全ての設問に「いいえ」と回答した場合には、競争に負の影響を及ぼさない旨、当該設問のうち1つでも「はい」と回答した場合には、競争に負の影響を及ぼす旨を記載する。【8頁】

※ ただし、競争への影響が軽微であるなどの個別の事情がある場合、具体的な事情を記載した上で、当該事情を踏まえた結論を記載する。個別の事情について、安全の確保や環境の保全など、競争への影響以外の要素は勘案しない。【9頁】

※ 代替案については、本案に係る結論と異なる場合のみ、「代替案」欄に具体的に記載する。

※ 競争に負の影響を及ぼすと結論付けた場合、その旨を規制の事前評価書（本案は「4 副次的な影響及び波及的な影響の把握」の欄、代替案は、「6 代替案との比較」の欄）に記載するとともに、競争評価に係る事後評価を実施する際の指標を設定し、規制の事前評価書（「8 事後評価の実施時期等」の欄）に記載する。【8頁・10頁】

※ 競争に負の影響を及ぼさない場合であって競争を促進する効果が期待されるときは、その旨を可能な限り具体的・定量的に記載する。【18頁】

競争評価チェックリスト

法律又は政令の名称：金融商品取引法等の一部を改正する法律案

規制の名称：金融サービスの顧客等の利便の向上及び保護を図るための措置（金融商品取引法上の四半期報告書の廃止）

※ 規制の名称（規制の単位）については、規制の事前評価書と同じにする。一つの評価書に複数の規制が含まれる場合には、規制ごとにそれぞれチェックリストを作成する。

規制の区分：新設、改正、（拡充）、（緩和）、（廃止） ※いずれかに○印を付す。

担当部局：金融庁企画市場局企業開示課

評価実施時期：令和5年3月13日

（作成上の留意事項）

- ・（１）から（４）までの設問に、「はい」又は「いいえ」で回答するとともに、その理由を具体的に記載する。
- ・「いいえ」と回答した場合には、その理由について、可能な限り具体的・定量的に示す。また、安全の確保や環境の保全など、規制の競争への影響以外の要素は記載しない。
- ・代替案の評価結果については、本案に係る「はい」又は「いいえ」の回答結果と異なる場合のみ、「代替案」欄にその理由を具体的に記載する。

※ 各設問における「【頁】」は、「規制の政策評価における競争状況への影響の把握・分析に係る事務参考マニュアル」（令和元年6月27日公正取引委員会事務総局）の該当頁を指す。

（１）事業者の数の制限

問１：規制が、事業活動の要件として許認可等を設定するか。

※ 「許認可等」とは、許可、認可、免許、承認、認定、決定、検査、登録等を指す。【12頁】

回答	はい / <u>いいえ</u>
理由	本規制は、四半期報告書制度を廃止するとともに、公衆縦覧期間の延長に関する規定を設けるものであり、事業活動の要件として許認可等を設定するものではないため。
代替案	

問２：規制が、事業者が活動する地理的範囲を制限するか。

回答	はい / <u>いいえ</u>
理由	本規制に事業者が活動する地理的範囲を制限する規定は存在しない。
代替案	

問3：規制が、既存事業者と比べて新規参入者に対してより大きいコストを負担させるか、又は新規参入に際して負担が生じ退出する際に回収できないコストを発生させるか。

※ 新たに必要となるコストが小さい、又は、既存事業者にも同等のコストを負担させるなど、既存事業者と新規参入者の間にコスト面での非対称性が生じない場合には、「理由」欄にその旨を可能な限り具体的・定量的に示す。【14頁】

回答	はい / <u>いいえ</u>
理由	既存事業者と新規参入者に課す規制は同一であるため。
代替案	

(2) 事業者の競争手段の制限

問1：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量を制限するか。

回答	はい / <u>いいえ</u>
理由	本規制は、四半期報告書制度を廃止するとともに、公衆縦覧期間の延長に関する規定を設けるものであり、その提供する金融商品・サービスの価格や数量を制限するものではないため。
代替案	

問2：規制が、事業者が供給する商品・役務の種類、品質、性能、規格等を制限するか。

※ 安全の確保等を目的とした規制であっても、例えば、特定の化学物質等の原材料を含有した商品の製造・販売を禁止する場合には「はい」と回答する。【15頁】

回答	はい / <u>いいえ</u>
理由	本規制は、四半期報告書制度を廃止するとともに、公衆縦覧期間の延長に関する規定を設けるものであり、その提供する金融商品・サービスの種類等を制限するものではないため。
代替案	

問3：規制が、事業者が供給する商品・役務の広告又は宣伝の方法、営業の方法、販売の方法等を制限するか。

回答	はい / <u>いいえ</u>
理由	本規制は、四半期報告書制度を廃止するとともに、公衆縦覧期間の延長に関する規定を設けるものであり、その提供する金融商品・サービスの広告又は宣伝の方法、営業の方法、販売の方法等を制限するものではないため。
代替案	

(3) 事業者の競争回避的行動の誘発

問：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量の具体的な計画や見通し等の情報を公開することを義務付ける、又は事業者間において当該情報の交換を促す仕組み

みを設けるものか。

※ 「はい」と回答した場合、「理由」欄に「情報」の具体的な内容を記載する。【16頁】

回答	はい / <u>いいえ</u>
理由	本規制は、四半期報告書制度を廃止するとともに、公衆縦覧期間の延長に関する規定を設けるものであり、その提供する金融商品・サービスの価格、数量の具体的な計画や見通し等の情報を公開すること等を義務付けるものではないため。
代替案	

(4) 需要者が利用できる情報・選択肢の制限

問：規制が、需要者が利用できる商品・役務の情報・選択肢を制限するか。

※ 「はい」と回答した場合、「理由」欄に需要者（消費者）にとって制限されることとなる具体的な情報や選択肢を記載する。【17頁】

回答	はい / <u>いいえ</u>
理由	本規制は、四半期報告書制度を廃止するとともに、公衆縦覧期間の延長に関する規定を設けるものであり、需要者が利用できる金融商品・サービスの情報・選択肢を制限するものではなく、むしろ、デジタル技術の活用により、顧客に充実した情報を分かりやすく提供されていくことが期待される。
代替案	

結論

上記(1)～(4)を踏まえると、本規制は、競争状況に影響を与えるものではない。	
代替案	

※ 原則として、上記(1)～(4)の全ての設問に「いいえ」と回答した場合には、競争に負の影響を及ぼさない旨、当該設問のうち1つでも「はい」と回答した場合には、競争に負の影響を及ぼす旨を記載する。【8頁】

※ ただし、競争への影響が軽微であるなどの個別の事情がある場合、具体的な事情を記載した上で、当該事情を踏まえた結論を記載する。個別の事情について、安全の確保や環境の保全など、競争への影響以外の要素は勘案しない。【9頁】

※ 代替案については、本案に係る結論と異なる場合のみ、「代替案」欄に具体的に記載する。

※ 競争に負の影響を及ぼすと結論付けた場合、その旨を規制の事前評価書（本案は「4 副次的な影響及び波及的な影響の把握」の欄、代替案は、「6 代替案との比較」の欄）に記載するとともに、競争評価に係る事後評価を実施する際の指標を設定し、規制の事前評価書（「8 事後評価の実施時期等」の欄）に記載する。【8頁・10頁】

※ 競争に負の影響を及ぼさない場合であって競争を促進する効果が期待されるときは、その旨を可能な限り具体的・定量的に記載する。【18頁】